

月刊 グローノビル

道央マネジメントグループ

税理士法人 道央会計事務所
株式会社 道央M&Aセンター
株式会社 道央医療コンサル
道央労務管理協会
花岡英司公認会計士事務所

道央情報サービス協同組合
株式会社 パワーコンサル
㈱札幌ビジネスエージェンツ
株式会社 エスエムシー
庵原宏章行政書士事務所

編集発行/道央マネジメントグループ広報委員会

〒060-0054
札幌市中央区南4条東4丁目2番地1 道央会計ビル
TEL(011)271-1417 FAX(011)221-5948
バックナンバーはホームページから <http://www.dao.or.jp>



平成18年度法人税制改正 役員給与のチェックポイント

平成18年度法人税制改正において、実務上で影響が大きいのは「役員給与」関連の大改正ですが、今回はそのなかでも「損金対象となる役員給与の支給方式」に焦点をあてて見ましょう。

※改正前は、役員に支給する給与が、定期のものか臨時のものかによって損金算入できるかどうか判断。

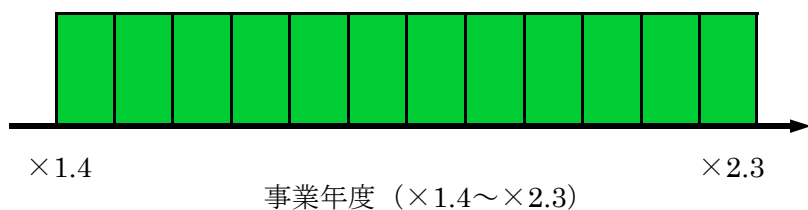
改正後は、役員に支給する給与が、その職務執行前にあらかじめ、支給時期・支給額が定められたものに基づくものであるかどうかによって、損金算入の区別がなされます。

- 事前の定めにより決定した支給額が「定期同額」の給与のみであれば、税務署長への届出は要しない。
- 「定期同額」以外の支給方法であっても、税務署長へ事前届出をすることにより、損金算入可能な役員給与となる。

解説 損金算入対象となる役員給与「定期同額給与」の要件について

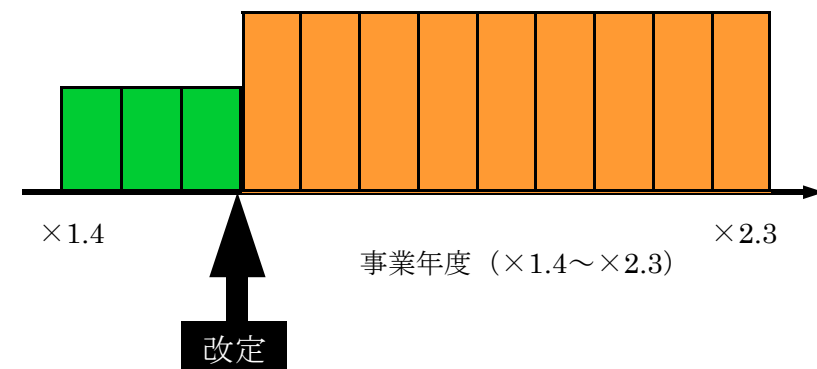
1 同一事業年度内定期同額給与（法人税法34①一）

その支給時期が1カ月以内の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の支給時期における支給額が同額である給与。



2 事業年度開始後3カ月以内改定の場合（法人税法施行令69①一）

定期給与の額につき当該事業年度開始の日から3カ月を経過する日までにその改定がされた場合における次の給与。
・改定前の支給額が同額
・改定後の支給額が同額



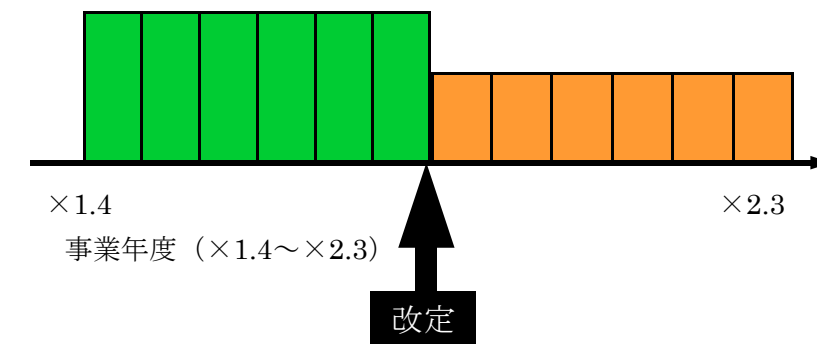
ここで留意すべきは、**3カ月以内の改定**ということです。通常からいえば、**定時株主総会を前提とした話**（3月決算であれば、その2カ月後の5月下旬が一般的でしょうか）であり、**臨時株主総会**で、期の途中で改定した場合は、定期同額給与にはなりません。

たとえば、3月決算法人が5月末の総会で6月以降の給与について増額改定を行う場合、月額130万円を年間60万円分増額するケースでは、下記の支給方法が考えられます。

- 事業年度内の改定後の期間（6月～翌年3月：10カ月）に按分して支給 60万円÷10=6万円
「6月～翌年3月分は毎月136万円・翌年4・5月分は130万円」
- 職務執行期間を通して（6月～翌年5月：12カ月）に按分して支給 60万円÷12=5万円
「6月～翌年5月分は毎月135万円」

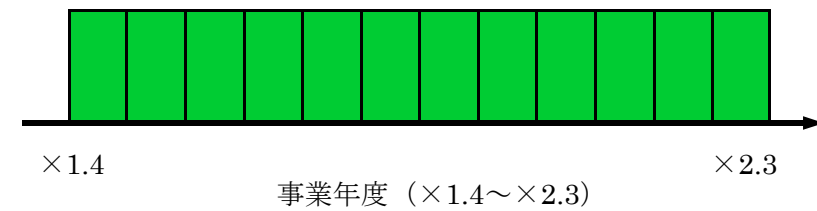
3 経営悪化の場合の期中減額改定の場合（法人税法施行令69①二）

定額給与の額につき内国法人の経営の状況が著しく悪化したこと、その他これに類する理由により、その改定がされた場合。
・改定前の支給額が同額
・改定後の支給額が同額（減額）



4 概ね同額の経済的利益（法人税法施行令69①三）

継続的に支給される経済的利益のうち、その供与される利益の額が概ね一定であるもの。



労働保険・社会保険に加入していますか？

現在、労働局や社会保険庁では、労働保険・社会保険に加入しなければならないのに、まだ、加入していない事業所に対する調査を強化しており、さかのぼって2年分の保険料を徴収するケースもあります。いまいちど加入要件を確認してみましょう。

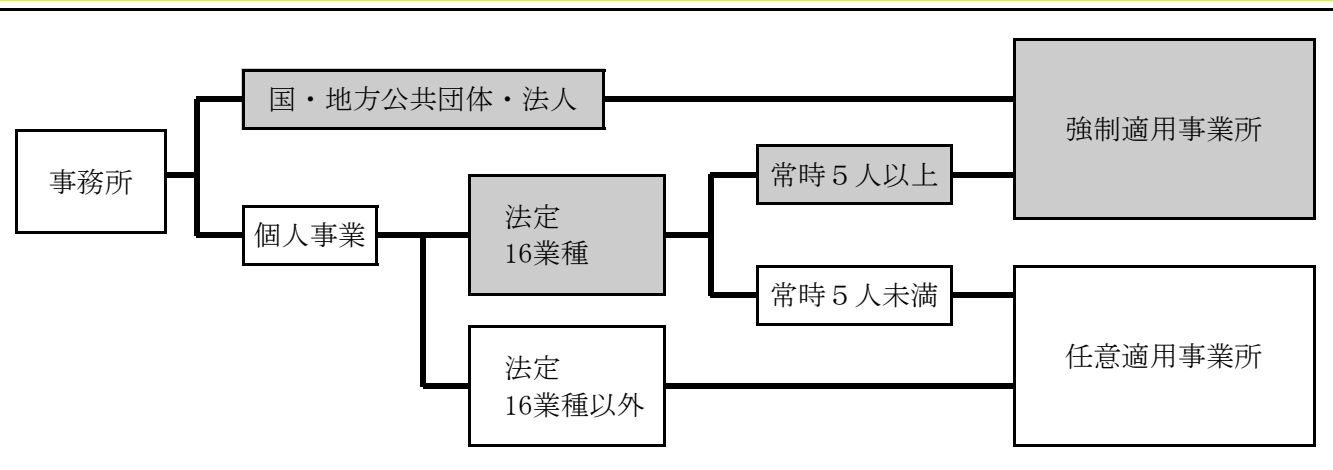
1 労働保険とは

労災保険と雇用保険の総称です。一人でも労働者を雇用して事業が行われている限りは、当然のこと、労災保険・雇用保険に加入しなければなりません。

- 役員は、労災保険の対象にはなりません。しかし、その事業所が労働保険事務組合へ事務委託した場合は、役員も労災保険に特別加入でき、業務上の事故等で補償を受けることができます。ただし、雇用保険では原則として被保険者にはなれません。
- 労働者であっても、その事業所の代表者と同居する親族の場合には、雇用保険被保険者にはなれません。しかし、労災保険の対象にはなります。
- 雇用保険被保険者の該当要件
1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ1年以上の雇用が見込まれる人が該当します。

2 社会保険とは

健康保険（介護保険含む）と厚生年金保険等を合わせて「社会保険」と呼びます。適用事業所について、下の図をご覧ください。



- 法人の場合、従業員がいなくても、常勤役員がいれば加入しなければなりません。
- 個人事業が適用事業所となった場合、従業員はすべて加入しなくてもはいけませんが、**事業主本人は加入できません。**
- パートタイマーやアルバイトの加入要件は、**その事業所の通常の従業員（正社員）の労働時間・労働日数のおよそ3/4以上勤務し、**常用的な雇用関係がある人は加入しなければなりません。

※ 法定16業種以外の事業

- ① 第一次産業（農林、水産、畜産業）
- ② 接客娯楽業（旅館、料理店、飲食店、理容業等）
- ③ 法務業（弁護士、税理士、社会保険労務士等の事務所）
- ④ 宗教業（神社、寺院、教会等）

※ 法定16業種とは、上記以外に該当する業種になります。

労働保険・社会保険に事業所が加入すると、3～4年に1回労働基準監督署や職業安定所、社会保険事務所等の調査が行われます。調査官の見るポイントとしては、加入義務のある従業員が加入しているか、適切に書類が提出されているかなどです。すでに加入している事業所については、再度書類の確認と、加入していない従業員がいないか確認してみてください。



手形・小切手困ったときのQ&A

第5回



手形に関する質問（3）

Q8 手形の「不渡り」を出すと、どのような制裁を受けるのでしょうか？

A8 手形交換所を經由して呈示された手形・小切手が「不渡り」になりますと、銀行から「不渡届」が手形交換所に提出されます。

不渡届は、不渡りとなった原因によって下記の3種類に分類されます。

第1号不渡届

「資金不足」または「取引なし」（取引停止処分済みのものを除く）の場合に提出される。

第2号不渡届

「契約不履行」「詐取」「紛失」その他の原因の場合に提出される。

不渡届不要

手形・小切手の形式・記載に不備がある場合。手形支払人の当座預金口座が無かった場合。

不渡届が手形・小切手の交換日から数えて6カ月以内に2回提出されますと、約束手形・小切手の振出人、為替手形の引受人は、「取引停止処分」という制裁を受けます。
※ただし、第2号不渡届に該当する場合で異議申立てが行われた場合を除きます。

取引停止処分

を受けると、下記の制裁が科せられます。

- 当座勘定取引および融資取引ができなくなります（不渡を出した手形交換所内のすべての金融機関）。処分時に残っている当座勘定取引はただちに解約され、また、融資取引があれば、ただちに融資残高の全額を返済しなければなりません。もちろん、新たな融資取引を受けられません。
- 上記の取引停止処分は、取引停止通知日から2年間です。
- なお、当座勘定以外の預金取引や、口座振替等の諸取引については、取引停止の対象外であり、取引の開始・継続は可能です。

参考 異議申立て制度

第2号不渡届に対してのみ、異議申立てを行うことができます。

異議申立て 振出人（為替手形の場合は引受人）が、支払銀行を通して不渡手形・小切手金額と同額の資金（異議申立提供金）を手形交換所に提供して、「不渡りの理由が本人の信用に関しないものである」ことを承認してもらう行為。この手続きを行うことで、取引停止処分は猶予になります。

なお、異議申立ての手続きは、手形・小切手の交換日から営業日3日目までです。また、不渡りの理由が、「偽造」または「変造」の場合には、異議申立提供金は不要です。

マメ知識
です…



・1回目の不渡りの事実は、手形取引をした当事者間（裏書先も含みます）と同一手形交換所内の金融機関のみが知りうることで、その情報は手形交換所や金融機関から公開されることはありません。

・1回目の不渡りから6カ月を超えても2回目の不渡りを起こさなかった場合は、1回目の不渡りの効力は消滅します。



今回は「手形に関する質問（4）」を予定しています。